

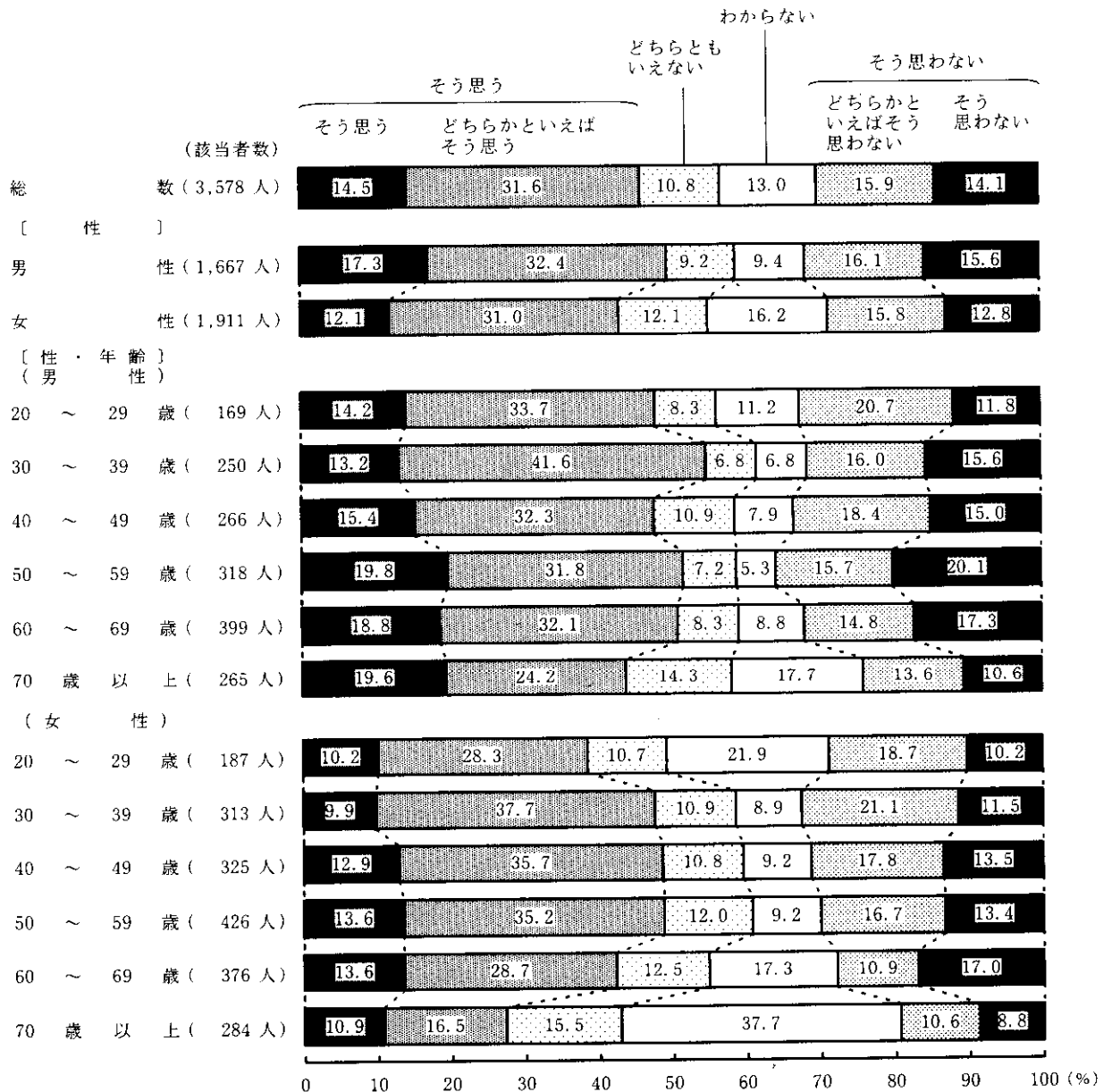
(3) 公的年金の給付と負担の調整方法についての考え方

～提示カード～

将来の推計人口を見直すたびに明らかとなる一層の高齢化・少子化を踏まえ、政府は5年ごとに将来の推計人口などにに基づき公的年金の保険料と給付など制度の見直しを行ってきました。それに対し「保険料の上限をはっきり決め（例えば年収の2割とし、サラリーマン本人と事業主で負担を折半する）、給付は人口や経済の動向に合わせて自動的に調整することとし、5年ごとに制度の見直しを行わなくてよい仕組みとした方がよい」という意見があります。

このような意見についてどのように思うか聞いたところ、「そう思う」とする者の割合が46.2%（「そう思う」14.5%+「どちらかといえばそう思う」31.6%）、「そう思わない」とする者の割合が30.0%（「どちらかといえばそう思わない」15.9%+「そう思わない」14.1%）となっている。なお、「どちらともいえない」と答えた者の割合が10.8%、「わからない」と答えた者の割合が13.0%となっている。（図14）

図14 公的年金の給付と負担の調整方法についての考え方



性別に見ると、「そう思う」、「そう思わない」とする者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「そう思う」とする者の割合は男性の30歳代、50歳代、60歳代で、「そう思わない」とする者の割合は男性の50歳代で、それぞれ高くなっている。

職業別に見ると、「そう思う」とする者の割合は管理・専門技術・事務職、労務職で、「そう思わない」とする者の割合は家族従業者、管理・専門技術・事務職で、それぞれ高くなっている。(表 14)

表14 公的年金の給付と負担の調整方法についての考え方

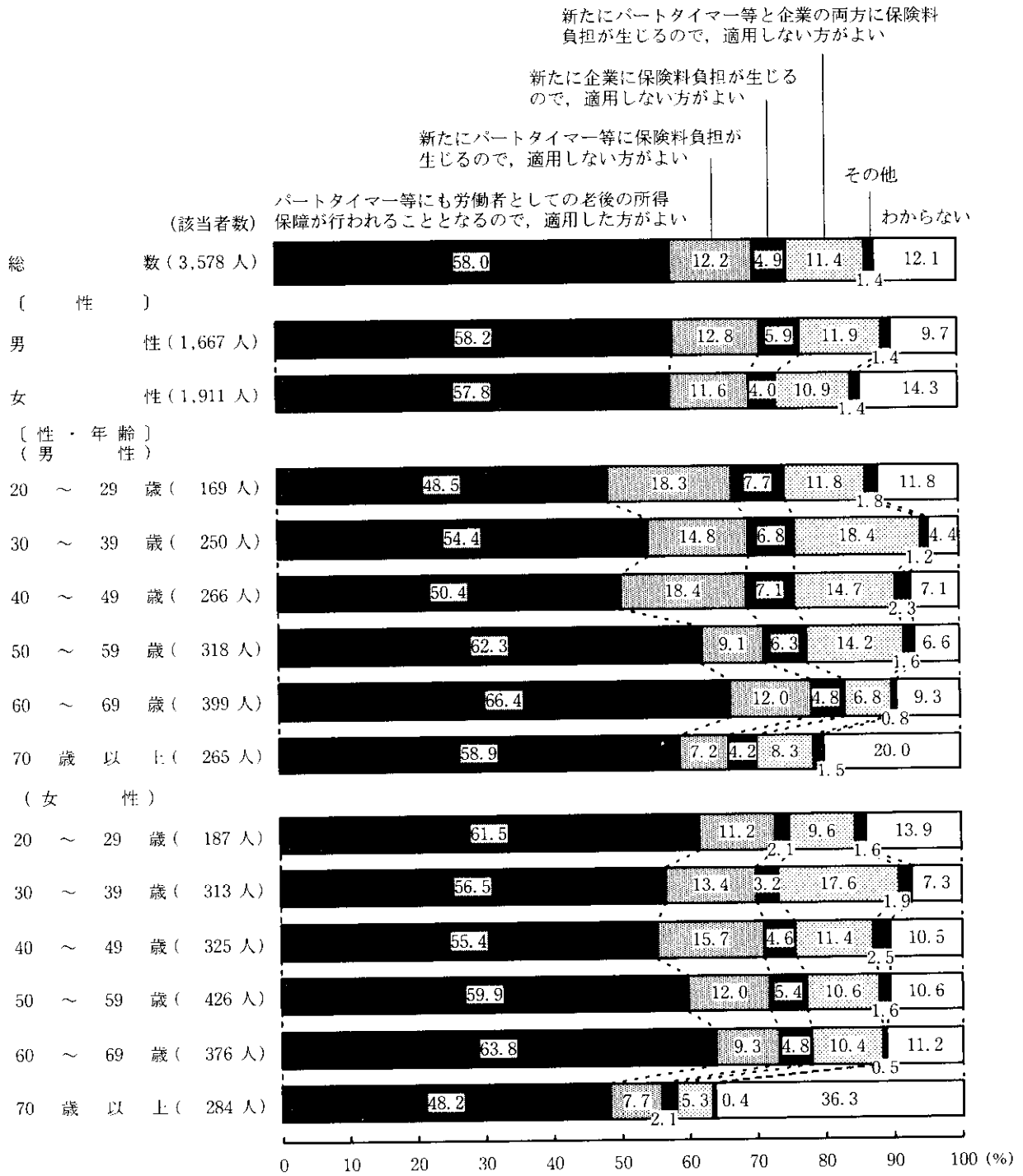
	該 当 者 数	そう思う			そう思わない			どちらともいえない	わ か ら な い
		(小計)	そ う 思 う	ど ち ら か と い え ば	(小計)	ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ な い		
	人	%	%	%	%	%	%	%	
総数	3,578	46.2	14.5	31.6	30.0	15.9	14.1	10.8	13.0
[都市規模]									
大都市	720	47.9	13.3	34.6	29.2	16.5	12.6	11.3	11.7
東京都区部	202	50.0	14.4	35.6	31.7	15.8	15.8	6.4	11.9
政令指定都市	518	47.1	12.9	34.2	28.2	16.8	11.4	13.1	11.6
中都市	1,394	44.6	13.4	31.2	31.2	17.1	14.1	11.7	12.5
小都市	655	47.8	15.3	32.5	29.9	13.3	16.6	9.0	13.3
町村	809	46.0	16.9	29.0	28.9	15.6	13.3	10.1	15.0
[性別]									
男性	1,667	49.7	17.3	32.4	31.7	16.1	15.6	9.2	9.4
女性	1,911	43.1	12.1	31.0	28.6	15.8	12.8	12.1	16.2
[性別・年齢]									
(男性)									
20～29歳	169	47.9	14.2	33.7	32.5	20.7	11.8	8.3	11.2
30～39歳	250	54.8	13.2	41.6	31.6	16.0	15.6	6.8	6.8
40～49歳	266	47.7	15.4	32.3	33.5	18.4	15.0	10.9	7.9
50～59歳	318	51.6	19.8	31.8	35.8	15.7	20.1	7.2	5.3
60～69歳	399	50.9	18.8	32.1	32.1	14.8	17.3	8.3	8.8
70歳以上	265	43.8	19.6	24.2	24.2	13.6	10.6	14.3	17.7
(女性)									
20～29歳	187	38.5	10.2	28.3	28.9	18.7	10.2	10.7	21.9
30～39歳	313	47.6	9.9	37.7	32.6	21.1	11.5	10.9	8.9
40～49歳	325	48.6	12.9	35.7	31.4	17.8	13.5	10.8	9.2
50～59歳	426	48.8	13.6	35.2	30.0	16.7	13.4	12.0	9.2
60～69歳	376	42.3	13.6	28.7	27.9	10.9	17.0	12.5	17.3
70歳以上	284	27.5	10.9	16.5	19.4	10.6	8.8	15.5	37.7
[職業]									
自営業主	416	49.5	18.5	31.0	31.3	13.7	17.5	7.9	11.3
家族従業者	186	37.6	11.3	26.3	37.1	20.4	16.7	10.8	14.5
雇用者(小計)	1,452	50.3	14.6	35.7	31.3	17.3	14.0	9.4	8.9
管理・専門技術・事務職	708	49.7	13.4	36.3	35.0	20.5	14.5	8.5	6.8
労務職	744	50.9	15.7	35.2	27.8	14.2	13.6	10.3	10.9
無職(小計)	1,524	42.3	13.8	28.5	27.6	14.7	12.9	12.8	17.3
主婦	866	43.2	13.4	29.8	28.8	15.5	13.3	13.5	14.5
その他の無職(小計)	658	41.2	14.3	26.9	26.1	13.7	12.5	11.9	20.8
学生	39	43.6	10.3	33.3	35.9	15.4	20.5	10.3	10.3
その他の無職	619	41.0	14.5	26.5	25.5	13.6	12.0	12.0	21.5
[公的年金制度に対する関心]									
関心がある	2,780	49.2	15.5	33.6	31.2	16.5	14.7	9.4	10.3
関心がない	770	36.1	10.9	25.2	27.0	14.5	12.5	15.8	21.0
[次期改正に向けた動きについての周知度]									
知っていた	1,939	50.9	17.4	33.5	31.9	16.2	15.7	8.9	8.4
知らなかった	1,596	41.5	11.4	30.1	28.3	15.8	12.5	13.1	17.1

5 パートタイマー等について

現在、正社員に比べて労働時間の短い、パートタイマー等の労働者の中には、被用者年金である厚生年金が適用されていない人が大勢いる。今回の年金制度改正の中で、このような人にも厚生年金を適用すべきであるという意見がある。厚生年金が適用された場合、パートタイマー等や勤め先の企業は給料に応じた保険料を負担することになるが、パートタイマー等は老後、基礎年金に加え、保険料負担に応じた年金を受けられることにもなる。このことについて、どのように考えるか聞いたところ、「パートタイマー等にも労働者としての老後の所得保障が行われることとなるので、適用した方がよい」と答えた者の割合が58.0%、「新たにパートタイマー等に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合が12.2%、「新たに企業に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合が4.9%、「新たにパートタイマー等と企業の両方に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合が11.4%となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が12.1%となっている。

(図15)

図15 パートタイマー等について



都市規模別に見ると、「新たにパートタイマー等と企業の両方に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合は大都市で高くなっている。

性・年齢別に見ると、「パートタイマー等にも労働者としての老後の所得保障が行われることとなるので、適用した方がよい」と答えた者の割合は男女共に60歳代で、「新たにパートタイマー等に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合は男性の20歳代、40歳代と女性の40歳代で、「新たにパートタイマー等と企業の両方に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合は男女共に30歳代で、それぞれ高くなっている。

職業別に見ると、「パートタイマー等にも労働者としての老後の所得保障が行われることとなるので、適用した方がよい」と答えた者の割合は管理・専門技術・事務職で、「新たにパートタイマー等に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合は労務職で、「新たにパートタイマー等と企業の両方に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい」と答えた者の割合は家族従業者で、それぞれ高くなっている。(表15)

表15 パートタイマー等について

	該 当 者 数	で、 行 わ れ る こ と が よ い の	者 と し て の 老 後 の 所 得 保 障 が よ い の	パ ー ト タ イ マ ー 等 に も 労 働 が よ い の	新 た に パ ー ト タ イ マ ー 等 に 適 用 し な い 方 が よ い の	生 活 に 企 業 に 保 険 料 負 担 が よ い の	新 た に 企 業 の 両 方 に 保 険 料 負 担 が よ い の	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	3,578	58.0	12.2	4.9	11.4	1.4	12.1		
〔大都市圏〕	720	53.1	13.5	6.1	14.2	1.7	11.5		
〔大東政令指定都市〕	202	47.5	12.4	7.9	16.3	-	15.8		
〔中政令指定都市〕	518	55.2	13.9	5.4	13.3	2.3	9.8		
〔中小都市〕	1,394	59.5	12.1	5.0	10.6	1.2	11.5		
〔小町部〕	655	60.9	10.8	4.7	10.1	2.0	11.5		
〔村部〕	809	57.4	12.2	3.7	11.4	1.1	14.2		
〔性別〕									
〔男性〕	1,667	58.2	12.8	5.9	11.9	1.4	9.7		
〔女性〕	1,911	57.8	11.6	4.0	10.9	1.4	14.3		
〔年齢〕									
〔20～29歳〕	169	48.5	18.3	7.7	11.8	1.8	11.8		
〔30～39歳〕	250	54.4	14.8	6.8	18.4	1.2	4.4		
〔40～49歳〕	266	50.4	18.4	7.1	14.7	2.3	7.1		
〔50～59歳〕	318	62.3	9.1	6.3	14.2	1.6	6.6		
〔60～69歳〕	399	66.4	12.0	4.8	6.8	0.8	9.3		
〔70歳以上〕	265	58.9	7.2	4.2	8.3	1.5	20.0		
〔職業〕									
〔家族従業者〕	416	54.3	11.3	9.4	13.5	1.0	10.6		
〔雇用者(小計)〕	1,452	61.4	13.7	4.5	11.3	1.4	7.6		
〔管理・専門技術・事務職〕	708	64.0	13.0	4.2	10.0	1.3	7.5		
〔労働職(小計)〕	744	59.0	14.4	4.8	12.5	1.5	7.8		
〔主婦(小計)〕	1,524	56.9	10.7	3.9	10.0	1.6	16.9		
〔その他の無職(小計)〕	866	56.7	11.1	4.0	12.5	1.7	14.0		
〔学無職(小計)〕	658	57.1	10.2	3.8	6.7	1.4	20.8		
〔その他無職(小計)〕	39	56.4	17.9	2.6	5.1	-	17.9		
〔公的年金制度に対する関心〕									
〔関心がある〕	2,780	60.4	12.1	4.7	11.2	1.4	10.3		
〔関心がない〕	770	50.1	12.6	5.8	12.7	1.6	17.1		
〔次期改正に向けた動きについて〕									
〔知っている〕	1,939	61.7	11.0	4.7	10.9	1.8	9.8		
〔知らない〕	1,596	54.0	13.7	5.2	12.2	1.1	13.8		

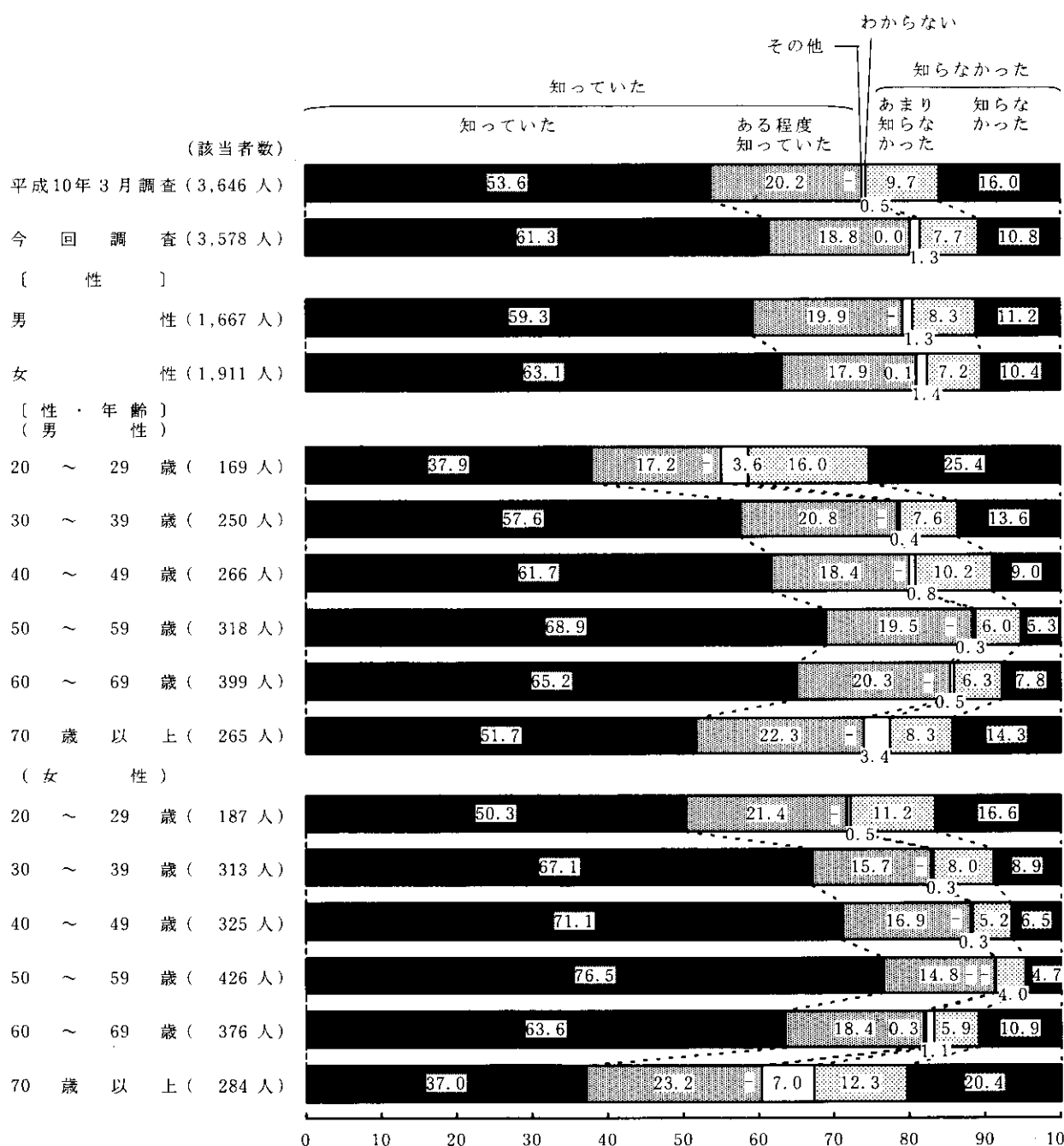
6 第3号被保険者制度について

(1) 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みとなっているが、このことを知っていたか聞いたところ、「知っていた」とする者の割合が80.1%（「知っていた」61.3%+「ある程度知っていた」18.8%）、「知らなかった」とする者の割合が18.5%（「あまり知らなかった」7.7%+「知らなかった」10.8%）となっている。（図16）

前回の調査結果と比較して見ると、「知っていた」（73.8%→80.1%）とする者の割合が上昇し、「知らなかった」（25.7%→18.5%）とする者の割合が低下している。

図16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度



都市規模別に見ると、「知らなかった」とする者の割合は、小都市で高くなっている。

性別に見ると、大きな差異は見られない。

性・年齢別に見ると、「知っていた」とする者の割合は男性の50歳代、60歳と女性の40歳代、50歳代で、「知らなかった」とする者の割合は男性の20歳代と女性の20歳代、70歳以上で、それぞれ高くなっている。

職業別に見ると、「知っていた」とする者の割合は管理・専門技術・事務職、主婦で、「知らなかった」とする者の割合はその他の無職（学生を除く）で、それぞれ高くなっている。（表16）

表16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

	該 当 者 数	知 っ て い た （ 小 計 ）			知 ら な か つ た （ 小 計 ）			そ の 他	わ か ら な い
		知 っ て い た （ 小 計 ）	知 っ て い た	あ る 程 度 知 っ て い た	知 ら な か つ た （ 小 計 ）	あ ま り 知 ら な か つ た	知 ら な か つ た		
	人	%	%	%	%	%	%	%	
平成10年3月調査(注)	3,646	73.8	53.6	20.2	25.7	9.7	16.0	-	0.5
今回調査	3,578	80.1	61.3	18.8	18.5	7.7	10.8	0.0	1.3
[都市規模]									
大都市	720	82.2	62.5	19.7	16.7	7.1	9.6	-	1.1
東京都区部	202	78.7	55.4	23.3	18.8	9.4	9.4	-	2.5
政令指定都市	518	83.6	65.3	18.3	15.8	6.2	9.7	-	0.6
中都市	1,394	80.8	61.5	19.4	17.6	7.8	9.8	0.1	1.5
小都市	655	76.3	60.2	16.2	22.7	8.9	13.9	-	0.9
町	809	80.1	60.8	19.3	18.3	7.2	11.1	-	1.6
[性]									
男性	1,667	79.2	59.3	19.9	19.6	8.3	11.2	-	1.3
女性	1,911	81.0	63.1	17.9	17.6	7.2	10.4	0.1	1.4
[性・年齢]									
(男性)									
20～29歳	169	55.0	37.9	17.2	41.4	16.0	25.4	-	3.6
30～39歳	250	78.4	57.6	20.8	21.2	7.6	13.6	-	0.4
40～49歳	266	80.1	61.7	18.4	19.2	10.2	9.0	-	0.8
50～59歳	318	88.4	68.9	19.5	11.3	6.0	5.3	-	0.3
60～69歳	399	85.5	65.2	20.3	14.0	6.3	7.8	-	0.5
70歳以上	265	74.0	51.7	22.3	22.6	8.3	14.3	-	3.4
(女性)									
20～29歳	187	71.7	50.3	21.4	27.8	11.2	16.6	-	0.5
30～39歳	313	82.7	67.1	15.7	16.9	8.0	8.9	-	0.3
40～49歳	325	88.0	71.1	16.9	11.7	5.2	6.5	-	0.3
50～59歳	426	91.3	76.5	14.8	8.7	4.0	4.7	-	-
60～69歳	376	81.9	63.6	18.4	16.8	5.9	10.9	0.3	1.1
70歳以上	284	60.2	37.0	23.2	32.7	12.3	20.4	-	7.0
[職業]									
自営業主	416	79.3	57.5	21.9	19.7	7.2	12.5	-	1.0
家族従業者	186	78.5	59.1	19.4	21.5	5.4	16.1	-	-
雇用者(小計)	1,452	81.7	64.2	17.6	17.4	8.7	8.7	0.1	0.8
管理・専門技術・事務職	708	84.5	67.8	16.7	15.0	8.9	6.1	-	0.6
労務職	744	79.2	60.8	18.4	19.8	8.5	11.3	0.1	0.9
無職(小計)	1,524	79.0	59.8	19.2	18.8	7.2	11.6	-	2.2
主婦	866	84.3	65.9	18.4	14.7	6.4	8.3	-	1.0
その他の無職(小計)	658	72.0	51.8	20.2	24.3	8.4	16.0	-	3.6
学生	39	61.5	33.3	28.2	35.9	7.7	28.2	-	2.6
その他の無職	619	72.7	53.0	19.7	23.6	8.4	15.2	-	3.7

(注) 平成10年3月調査では、「専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金（基礎年金）が給付される仕組みとなっていますが、あなたは、このことを知っていましたか、知りませんでしたか。」と聞いている。

(2) 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について、どのように考えるか聞いたところ、「夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合が 32.3%、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合が 17.4%、「保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合が 7.5%、「所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合が 31.0%となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が 11.4%となっている。(図17)

都市規模別に見ると、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は大都市で、「所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合は町村で、それぞれ高くなっている。

性別に見ると、「夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

性・年齢別に見ると、「夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は男性の50歳代、60歳で、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は男性の70歳代以上と女性の50歳代、60歳で、「所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合は男女共に30歳代で、それぞれ高くなっている。

職業別に見ると、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい」と答えた者の割合は自営業主、家族従業者で、「所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい」と答えた者の割合は主婦で、それぞれ高くなっている。(表17)